

ワシントン条約附属書の適用対象について

輸出注意事項 2 1 第 1 号・輸入注意事項 2 1 第 1 号
(21.1.13・平成 20・12・19 貿局第 1 号)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)附属書に掲げる種に属する動物並びにこれらの個体の一部及び派生物の輸出入については、外国為替及び外国貿易法に基づく規制の対象となっておりますが、野生動植物の保護を目的とする同条約の趣旨にかんがみ、同条約附属書に掲げる種に属する動物のふん及び尿(自然に排泄されたものをいう。)並びにその加工品については、平成 2 1 年 1 月 1 5 日以降は、規制の対象外とします。